

## 1．各種関連計画との相互の連携・調整

都市計画マスタープランは都市づくりや地域づくりの考え方を示したものであり、個別の事業や施策の実現にあたってはより詳細な計画と具体的な事業化に向けての検討が必要となります。総合計画実施計画、地域整備基本計画、各種の個別計画での位置づけ、検討、評価などにより、個別事業や施策の具体化を目指す必要があります。

また、国、県及び隣接市町村など関係機関の計画とも連携・調整し、整合を図っていく必要があります。

## 2．都市計画の決定・変更

市街地の拡大に関わる土地利用、市街地の整備に関する事業、都市計画道路の配置等については、新規の都市計画の決定や現在の都市計画の変更が必要となります。都市計画の決定・変更は、計画の熟度などを判断しながら、適切な時期に実施していくものとします。

## 3．市民参加の推進

都市づくりには、計画立案段階、事業の実施段階、維持・管理の段階などいくつかの段階があり、各段階において行政と市民の協力が必要となります。そのため、市民参加の方法をシステム化し、市民のエネルギーを積極的に導入していく都市づくりの仕組みを確立していく必要があります。

## 4．都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、これからの都市づくりのガイドライン<sup>\*</sup>であることから、その内容については社会経済の変化や地域の実態に柔軟に対応し、適宜見直しを行いません。

ガイドライン  
計画などを実現していくうえでの方向や筋道を示したものです。

## ひたちなか市都市計画マスタープラン策定要項

ひたちなか市訓第 5 号

ひたちなか市都市計画マスタープラン策定要項

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、ひたちなか市が定める都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、関係法令等及び茨城県「市町村都市計画マスタープラン策定マニュアル」に定めがあるもののほか、この要項の定めるところにより策定するものとする。

### 1 目的

この要項は、ひたちなか市が都市計画マスタープランを策定するために必要な事項を定め、効率的な策定作業を行うことを目的とする。

### 2 都市計画マスタープラン策定の趣旨

平成 4 年 6 月に法及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）が改正され、用途地域制度の見直し及び細分化等とともに、法第 18 条の 2 に市町村都市計画マスタープランの策定が義務付けられた。法によれば市町村都市計画マスタープランは、市町村総合計画、国土利用計画市町村計画並びに知事の定める市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に即するとともに、住民の意見を十分反映させて定めるものとされている。

また、建設省都市局長通達（平成 5 年 6 月 25 日建設省都計発第 94 号）では、「市町村の都市計画に関する基本的な方針創設の意義」について次のように示されている。

産業・社会構造の変化の急速な進展や住民の価値観の多様化等に適切に対応して、都市をゆとりと豊かさを真に実感できる人間居住の場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい都市像を都市整備の目標として明確化し、諸種の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが、今日ますます重要となっている。このような施策の展開に当たっては、広域的観点からの土地利用の調整、都市活動を支える広域的な都市基盤の整備等を着実に進めることと併せて、地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策を推進していくことが肝要であり、また、都市整備に関する総合的な施策の体系を行政内部の運営指針にとどまらず、これを住民に分かりやすいものとして提示することが、住民の理解と参加の下にこれらの施策を進めていく前提としても重要である。

市町村の都市計画に関する基本的な方針は、以上のような認識の下に、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市活動等を支える諸施策の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めることを内容とし、市町村自らが定める都市計画のマスタープランとして創設したものである。

茨城県は、市町村都市計画マスタープランについては、住民参加のもと市町村が独自性のある計画策定を行うことを前提として、そうした計画策定の参考と位置付ける「茨城県市町村都市計画マスタープラン策定マニュアル」（以下「県マニュアル」という。）を平成7年3月に作成し、市町村の都市計画マスタープランの策定を支援している。

以上のような市町村都市計画マスタープラン法定化及びその意義を受け、本市においても本市の都市計画上の最高指針となる都市計画マスタープランを「ひたちなか市総合計画」並びに「水戸・勝田都市計画市街化区域及び市街化調整区域の整備開発及び保全の方針」（以下「整開保」という。）に即し、策定が予定されている「国土利用計画ひたちなか市計画」と調整・整合を図りながら、県マニュアルを参酌しつつ、本市固有の自然、歴史、生活文化、産業、経済等の地域特性を踏まえ、市民の意向を反映させて、策定するものとする。

### 3 都市計画マスタープランの性格と役割

県マニュアルでは、市町村都市計画マスタープランの具体的な役割について、次の4点をあげている。

- ① 市町村が自らの手で、都市の将来像をつくりあげる。
- ② 市町村決定の都市計画の指針となる。
- ③ 個別の都市計画相互の調整を図る。
- ④ 住民参加型のまちづくりの意識を高める。

以上を踏まえ、本市の都市計画マスタープランの性格と役割を次のとおり位置付ける。

①については、総合計画に掲げる将来都市像及びまちづくりの目標を、都市計画の視点から確認・検証し、将来像に検討を加え、本市の都市計画の向かうべき方向を明確化する。

②については、法第18条の2第4項に定めのあるとおりであるが、整開保に即し、国・県事業等とも十分に調整を図ることにより、本市における知事の定める都市計画の基本ともなれるよう努める。また、定期線引き見直しに当たっては、これまで市町村ごとに定めてきた都市整備構想に代わるものとして位置付けられているところから、十分に機能するよう配慮する。

③については、本市の土地利用、都市施設、市街地開発等、個別の都市計画相互の調整を図り、より合理的に、より整合性のある施策の展開を目指すものである。また、市民の諸活動の拡大等に伴う広域性に十分配慮するとともに、今日的な課題である都市防災、都市景観、都市環境等についても検討を加え、方向性を与える。

④については、都市計画マスタープラン創設の意義等を踏まえ、審議会、市民会議、市民意識調査、説明会等を活用し、市民の意向を反映させるとともに、地区計画等の活用による特に地域単位での市民参加型のまちづくりの充実を目指す。また、市民の参加を促進するため、平易な表現に努めるとともに、図表の使用や注釈の活用などにより、市民に分かりやすい計画とする。

#### 4 計画の名称

計画の名称は、「ひたちなか市都市計画マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）とする。また、市民に分かりやすく、親しみやすい計画とするため、計画の愛称やサブタイトルの設定などについて配慮する。

#### 5 計画の基準年次と目標年次

計画の基準年次は国勢調査データの利用等を考慮して平成7年とし、目標年次は平成22年とする。なお、都市計画の長期的展望を明らかにするため、各種フレーム、土地利用の将来展望等については、平成32年まで位置付ける。

また、各種統計資料については、最新データの使用について配慮する。

#### 6 計画の内容・構成

建設省都市局長通達が示す、都市計画マスタープランの定めるべき内容及び構成を整理すれば次のとおりである。

都市計画マスタープランは本文及び付属図面からなるものとする。  
本文については次の内容を参考とすること。

##### I 全体構想

- (1) 都市づくりの理念と目標
- (2) 目指すべき都市像
- (3) 実現のための主要課題
- (4) 課題に対応した整備方針

##### II 地域別構想

- (1) 地域別にあるべき市街地像等の地域像
- (2) 実施されるべき施策の方向

##### III 実現のための方途

- (1) 定めるべき都市計画の種類・実施すべき都市計画事業の種類等
- (2) 決定と実施の時期、プログラム

III- (2) については、「可能な限り」とされており、「基本方針を住民に身近なものとし、その理解を深める上で、より適切な構成がある場合は、必ずしも上記に限らないこと」とされている。

以上から、マスタープランについては、通達に示された上記の内容及び構成を基本としつつ、適宜、項目の追加、細分化や詳細化を行い定めるものとする。

なお、市民に分かりやすく、親しみやすい計画とするため、単に事項や、施策を羅列することなく、極力一冊の読み物として読めるような計画づくりを目指すものとする。また、マスタープランの性格を鑑み、個別施策の詳細よりも、できる限り各施策の背景や考え方を表すものとする。（「何を」よりも「なぜ」に力点を置く。）

## 7 計画策定の手続き

### (1) 計画の策定方法

マスタープランの策定は、都市整備部都市計画課が行う。

また、マスタープランの策定については、「計画策定のスケジュール」で示すとおり時間的制約があることや、全国のまちづくり、社会、経済の今後の動向等に配慮する必要があるところから、専門コンサルタントを活用し、主に次の項目を重点に役割分担を明確にして委託作業を行うものとする。

- 各種人口、土地需要、経済・財政指標等の将来推計及びフレームの設定
- マスタープランに反映すべき全国の先進事例や施策、手法の提言
- まちづくりに関する市民意識調査の分析・評価
- 市民に分かりやすく、親しみやすい計画とするための各種図表等の作成
- 市民に分かりやすく、親しみやすい計画書とするための計画書及びパンフレット等の作成

なお、マスタープランの基本的な資料として「都市計画基礎調査」、「新用途地域設定現況調査」を位置付けるとともに、マスタープランの基礎・参考として、新用途地域設定時に作成した「ひたちなか市土地利用構想」、線引き見直し時に作成した「都市整備構想」、平成4年3月に策定された「地域整備基本計画」を位置付ける。

### (2) 計画の策定体制

マスタープランの庁内策定体制として、以下の会議とそれぞれの役割等を位置付ける。

#### ① 都市計画協議会幹事会

都市計画協議会幹事会は、都市計画協議会の下部組織として都市整備部長が主宰し、部門間の調整等マスタープランの策定について必要なことを、必要に応じ随時、協議、調整する。

#### ② 都市計画協議会

都市計画協議会は、助役が主宰し、マスタープラン策定の方針、土地利用構想や将来の都市計画、事業計画など、マスタープランの重要事項について協議、調整するとともに、マスタープラン案等について協議し、決定する。

#### ③ 庁議

庁議は、マスタープランについて最終段階で審議する。

### (3) 市民の意向把握・反映

前記のとおり、マスタープランの策定については、市民の参加や意向の反映が不可欠であるところから、以下のとおりその方策を示す。なお、市民参加や意向反映については、その方策や計画の構成上からも、全体レベルと地域レベルに概ね分類できるところから、主な役割や性格も合わせて示す。

## ① 全体レベル

まちづくり全体の計画を作る際には、中立的な視点が必要である。都市計画においても広域的な観点から計画づくりを進める場合や、全市的なバランスに配慮しなければならない場合など、中立的な視点は不可欠であるところから、次の方策については全体レベルと位置付け、計画への反映を目指すものとする。

- ア 市議会の意向の把握・反映……適切な時期にマスタープラン案を市議会に報告するとともに、意見・提言を聴取する。
- イ 都市計画審議会での協議……マスタープラン案について、十分に協議願うとともに、最終的に都市計画審議会に諮問する。
- ウ まちづくりに関する市民意識調査の分析・評価……平成7年9月に企画部で実施したまちづくりに関する市民意識調査を分析・評価し、計画に反映させる。

## ② 地域レベル

マスタープランの策定に欠かせないもう一つの視点は、地域レベルからのまちづくりの視点である。マスタープランの策定については、施策の地域的なバランスに配慮する必要があるのみならず、今後の、特に地域レベルでのまちづくりについては、積極的な市民の参加が不可欠であり、また、完結できないと考えられるところから、次の方策については地域レベルと位置付け、計画への反映を目指すものとする。

- ア 市議会の意向の把握・反映……市議会で採択された、陳情、請願、要望、さらに市議会からの指摘事項等（合併以降）を確認し、計画づくりを進める。
- イ 説明会の実施……マスタープラン案について、コミュニティ単位で説明会を実施し、意見等を聴取する。
- ウ 市政モニターの意見聴取……マスタープラン案について、市政モニターに提示し、意見・提言を聴取する。
- エ 都市計画マスタープラン策定支援市民会議（都市計画を考え隊）の実施……参加者を一般公募（40名程度）し、本市の都市計画及びマスタープラン案について懇談願うとともに、最終的には意見・提言を頂く。（この市民会議について必要なことは別に定める。）

なお、以上の方策以外にも、効果的な市民参加や意向反映の方法がある場合には、積極的に活用するよう配慮する。

## (4) 茨城県との調整

マスタープランについては、県の定める整開保に即して定めることとされており、国・県等の計画との整合性を確保する必要があるところから、計画案が固まった段階で県と協議、調整するものとする。

## 8 計画策定のスケジュール

マスタープランについては、第5回線引き見直しの市町村の方針と県が位置付けており、平成10年度頃までの策定を求められているところから、平成10年度に素案の策定を行い、平成11年度には、所定の協議、説明会等を中心に実施して、平成11年度内の決定を目指すものとする。なお、諸策定作業の概略スケジュールは別紙のとおり。（別紙省略）

## ひたちなか市都市計画マスタープラン策定支援市民会議設置要領

### ひたちなか市都市計画マスタープラン策定支援市民会議設置要領

#### 1 名 称

この会議は、ひたちなか市都市計画マスタープラン策定支援市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。なお、市民会議の愛称として「都市計画を考え隊」を用いる。

#### 2 目 的

市民会議は、ひたちなか市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定に当たり、計画案の内容について協議、懇談し、地域の現状や本市の都市計画を踏まえ、必要な意見の提言を行なう。

#### 3 会 員

市民会議の定数は15名とし、会員は公募に応募した満18歳以上の市民の中から、年齢、男女の別、居住地域等のバランスに配慮して市長が選考し委嘱する。なお、公募が定数に満たない場合には、市長が別途選出し委嘱する。

#### 4 司会者とその役割

市民会議に司会者1名を置く。司会者は、本市の状況、都市計画等について造詣の深い学識経験者の中から、市長が委嘱する。

司会者は市民会議の司会進行を行なうとともに、必要な助言等により会議を調整し、個別提言、会議での意見をもとに全体提言のとりまとめを行なう。

#### 5 会 議

会議はマスタープランや本市の都市計画の状況等について市の説明を受け、意見交換、懇談等を行なうとともに、全体提言を決定する。

#### 6 応 答 者

会議には、その時々の方の会員の質問等に適切に対応するため、市職員の応答者を呼ぶことができる。応答者は次のとおりとする。

- 企画部長又はその指定した職員
- 総務部長又はその指定した職員
- 財務部長又はその指定した職員
- 市民生活部長又はその指定した職員
- 福祉部長又はその指定した職員
- 経済部長又はその指定した職員
- 建設部長又はその指定した職員
- 那珂湊総合支所長又はその指定した職員
- 水道事業管理者又はその指定した職員
- 教育長又はその指定した職員
- 消防長又はその指定した職員
- 都市整備部長又はその指定した職員

## 7 提 言

提言は、会員個人による個別提言と、会議により決定する全体提言とする。

## 8 事務局

市民会議の事務局は、都市整備部都市計画課とする。

## 都市計画マスタープラン策定支援市民会議会議員名簿

氏 名	職 業
荒 蒔 光 枝	主 婦
黒 田 順 子	自 営 業
小 坏 良 子	自 営 業
小 祝 慶 紀	学 生
斎 藤 眞里子	主 婦
箕 輪 稔	会 社 員
赤 澤 勇	団 体 職 員
園 部 久 一	団 体 職 員
塚 本 満 昭	学 生
長 屋 信 二	会 社 員

## ひたちなか市都市計画マスタープラン(案)への提言について

平成11年10月4日

ひたちなか市長 清水 昇 殿

都市計画マスタープラン  
策定支援市民会議

### ひたちなか市都市計画マスタープラン(案) への提言について

ひたちなか市都市計画マスタープラン(案)について、我々、都市計画マスタープラン策定支援市民会議は、協議、懇談を重ねて参りましたが、下記の通り全体提言を取りまとめましたので提言いたします。また、別紙のような個別提言もありましたので併せて提出いたします。提言については、都市計画マスタープランをはじめ、各種の施策等への反映について、ご配慮願います。

#### 記

- 1 ひたちなか地区開発をはじめ、市内における各種の事業、プロジェクト等については、経済の活性化などを含め、広い意味で直接、間接に市民のためになる必要がある。プロジェクトが大規模であればあるほど、市民が忘れられがちとなるところから、常に「市民のために」ということを問い返しつつ事業にあたられたい。また、そうした市内における開発事業等については、地元中小企業者の参画や、地元へのビジネスチャンスの提供に努力されたい。
- 2 既存の鉄道やバスの輸送力を強化し、より利用しやすい公共交通体系の確立を行ない、過度に自動車に依存しない都市への転換を検討されたい。なお、中心市街地のトランジットモール化、新しい公共交通機関としてライトレールトランジット(LRT)である路面電車の導入、市内を隈無く運行する小型バスの導入を検討することを提案する。
- 3 ひたちなか市の顔をつくり、また、これからの高齢化社会に対応するためにも、中心市街地については積極的に活性化を図る必要がある。中心市街地の整備基本構想等の中長期的なまちづくり計画に、空洞化を阻止し中心市街地で安心して歩いて買い物ができるようなまちづくりを位置付けて、市民と協力して行なうよう努力されたい。具体的には、公共交通の充実、女性政策センターの設置、公共・公益施設の集中配置、商業振興施策の推進、中心市街地活性化法に基づく基本構想の早期策定等について検討されたい。
- 4 ひたちなか地区は、国際的な人、技術、情報の交流拠点の形成が期待されているところから、先端技術産業や研究開発型企業の誘致とともに、人材の育成を図るため、工科系や、貿易、流通のエキスパートを養成する大学の誘致に努められたい。

- 5 ひたちなか地区に国際的な交流拠点の形成が期待されていること、都市の規模に比較して総合病院等の数が少ないと考えられること、今後も人口の増加が予測されること、高齢者人口が増加し比率が高まると予測されることなどから、保健予防対策の充実を図るとともに、救急医療機関、高度医療機関等の誘致に努められたい。
- 6 駅前広場や街路樹、そして公園などに大樹を多く植栽し、緑の空間づくり、緑の多いまちづくりを推進されたい。また、公園については、画一的でない地域の特性等を生かした特色のある公園づくりに努められたい。
- 7 従来在市街地の整備や、建築物への行政の関与は、ハード面が中心であった。今後は、幹線道路沿いに進出する企業等に景観への配慮、協力を求めるなど、景観の形成等に配慮したまちづくりを進め、良好な都市景観、まちなみを形成していくよう努力されたい。

## ひたちなか市附属機関の設置に関する条例

### ○ひたちなか市附属機関の設置に関する条例

(平成6年11月1日条例第15号)

改正 平成8年9月24日条例第21号

#### (趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

#### (附属機関)

第2条 本市に次の附属機関を設置する。

- (1) ひたちなか市総合企画審議会
- (2) ひたちなか市環境審議会
- (3) ひたちなか市都市計画審議会
- (4) ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会
- (5) ひたちなか市廃棄物減量等推進審議会
- (6) ひたちなか市住居表示審議会

#### (組織、設置目的及び職務)

第3条 前条の審議会等の委員は、当該審議会等に関係ある公務員、関係団体の役員、学識経験者及びひたちなか市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が任命又は委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、審議会等の設置目的及び職務については、別表に定めるところによる。

#### (任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後といえども後任者の就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

3 学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会等に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会等の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会等は，会長が招集する。

2 審議会等は，委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会等の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会等は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については，別に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

付 則

この条例は，平成6年11月1日から施行する。

付 則（平成8年条例第21号）抄

(施行期日)

1 この条例は，平成9年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

附属機関の名称	設置目的及び職務
ひたちなか市総合企画審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 総合計画の基本構想及び基本計画に関すること。 2 国土利用計画市計画に関すること。 3 地域整備計画に関すること。 4 その他必要なこと。
ひたちなか市環境審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 環境の保全に関すること。 2 その他必要なこと。
ひたちなか市都市計画審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 本市が定める都市計画に関すること。 2 都市計画について本市が提出する意見に関すること。 3 その他必要なこと。
ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会	ひたちなか市情報公開条例（平成6年条例第5号）又はひたちなか市個人情報保護条例（平成8年条例第21号）に定める実施機関の諮問に応じ、次の事項を審査又は審議する。 1 情報の開示請求の諾否決定に関する不服申立ての審査に関すること。 2 情報公開に関すること。 3 個人情報の閲覧請求等の諾否決定に関する不服申立ての審査に関すること。 4 その他必要なこと。
ひたちなか市廃棄物減量等推進審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 一般廃棄物の減量等に関すること。 2 その他必要なこと。
ひたちなか市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 市長の住居表示に関する事項の調査審議に関すること。 2 その他必要なこと。

## ひたちなか市都市計画審議会運営規程

### ひたちなか市都市計画審議会運営規程

(平成6年11月1日 訓令第71号)

改正 平成10年3月31日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、ひたちなか市附属機関の設置に関する条例(平成6年条例第15号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、ひたちなか市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 審議会は、委員18人以内をもって構成するものとする。

2 前項に定める委員は、次の区分により委嘱又は任命するものとする。

選 出 区 分	委 員 数
市 議 会 議 員	5 人 以 内
関係団体の役職員又は学識経験者	1 1 人 以 内
関 係 職 員	2 人 以 内

3 関係団体の役職員から委員を選出するに当たっては、当該団体から推薦を受け委嘱するものとする。

(庶務)

第3条 審議会の庶務を処理するため、事務局を都市整備部都市計画課内に置く。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、その都度別に定める。

付 則

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成10年訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

## ひたちなか市都市計画審議会委員名簿

区 分	役 職 名	備 考	
市議会からの選出	山田 雅 則	市議会議員	平成10年1月6日～平成11年12月6日
	打越 浩	〃	平成7年11月28日～平成11年12月6日
	大和田 喜市	〃	平成10年1月6日～平成11年12月6日
	吉田 実	〃	平成10年1月6日～平成11年12月6日
	永井 進	〃	平成10年1月6日～
	佐藤 良元	〃	平成11年12月7日～
	薄井 賢司	〃	平成11年12月7日～
	佐々木 忠男	〃	平成11年12月7日～
	吉原 桂一	〃	平成11年12月7日～
関係団体の役職員又は学識経験者	関山 日出男	勝田商工会議所副会頭	平成11年5月10日～
	黒澤 力藏	那珂湊商工会議所会頭	平成7年5月10日～
	大貫 善彦	ひたちなか農業協同組合代表理事理事長	平成7年5月10日～平成11年8月1日
	栗田 悦二	〃 〃 代表理事副理事長	平成11年8月2日～
	高田 亥助	那珂湊水産加工業協同組合代表理事	平成10年1月9日～
	藤倉 勝一	茨城県建築士会ひたちなか支部長	平成7年5月10日～
	清水 宣行	ひたちなか青年会議所理事長	平成11年5月10日～
	西野宮 四郎	元茨城県議会議員	平成9年5月10日～
	宗田 義弘	元(株)ひたちなかテクノセンター監査役	平成7年5月10日～
	小林 代滋	(株)ひたちなか都市開発代表取締役常務	平成11年5月10日～
	黒田 順子	元茨城県女性団体連盟活動委員長	平成11年5月10日～
小唄 良子	元那珂湊商工会議所婦人会会長	平成7年5月10日～	
関係職員	宇佐美 博	助役	平成8年4月1日～
	清水 孝義	企画部長	平成10年6月5日～

## ひたちなか市都市計画審議会諮問

ひたちなか市諮問第3号

平成12年2月9日

ひたちなか市都市計画審議会  
会長 宗田 義弘 殿

ひたちなか市長 清水 昇

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）第3条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. ひたちなか市都市計画マスタープラン（案）について

## ひたちなか市都市計画マスタープラン(案)について（答申）

平成12年2月18日

ひたちなか市長 清水 昇殿

ひたちなか市都市計画審議会  
会長 宗田 義弘

ひたちなか市都市計画マスタープラン(案)について（答申）

平成12年2月9日付ひたちなか市諮問第3号をもって、ひたちなか市都市計画マスタープラン（案）について諮問を受けた本審議会は、慎重に審議し次の結論を得たので、下記の通り答申する。

記

- 1 諮問第3号 ひたちなか市都市計画マスタープラン（案）については、今後のひたちなか市の都市計画の指針として、市民参加を積極的に位置付けながら都市づくりを行おうとするものであるところから、妥当なものとする。なお、都市計画マスタープラン（案）に位置付けられた諸事業、諸施策については積極的に推進し、本計画の実効性の確保に努められたい。

## ひたちなか市都市計画協議会設置要綱

### ○ひたちなか市都市計画協議会設置要綱

(平成6年11月1日訓令第72号)

改正 平成7年3月31日訓令第7号 平成8年8月6日訓令第11号  
平成9年3月12日訓令第2号 平成10年3月31日訓令第7号

#### (設置)

第1条 本市の健全な発展と秩序ある整備を図る都市計画に関し、必要な事項を協議するため、ひたちなか市都市計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 都市計画の決定及び変更に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) 都市計画事業の調整に関すること。
- (4) その他都市計画に関して必要なこと。

#### (構成員)

第3条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 助役
- (2) 企画部長、企画調整課長
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長
- (5) 市民生活部長
- (6) 経済部長
- (7) 建設部長
- (8) 都市整備部長、都市計画課長、公園緑地課長、建築指導課長、区画整理課長
- (9) 農業委員会事務局長
- (10) 消防長
- (11) その他協議会に付議する事項により、主催する者が必要と認めた者

#### (会議)

第4条 協議会は、助役が主宰する。

- 2 助役に事故あるとき又は欠けたときは、都市整備部長が協議会を主宰する。
- 3 協議会は、必要に応じて随時開催する。
- 4 協議会の進行は、都市整備部長が行う。

#### (措置)

第5条 協議会の会議の経過は、その都度市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の下部組織として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条に掲げる事項について、関係部課との調整を図り、細部検討を行うものとする。
- 3 幹事会は、必要に応じて都市整備部長が随時開催するものとする。
- 4 幹事会の構成員は、会議の都度、あらかじめ連絡する者をもって充てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

付 則 (平成7年訓令第7号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年訓令第11号)

この訓令は、農業委員会事務局設置の日から施行する。

付 則 (平成9年訓令第2号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

## ひたちなか市都市計画マスタープラン策定の経緯

開催日等	内容
平成10年3月26日(木)	第3回都市計画協議会にて策定要項について協議
平成10年4月21日(火)	策定要項制定(10.4.21訓第5号)
平成11年5月14日(金)	第1回都市計画協議会幹事会にて概要とスケジュールについて説明
平成11年5月20日(木)	市民会議設置要領制定
平成11年5月31日(月)	第1回都市計画協議会にてマスタープラン(案)について協議
平成11年6月	6/10号の市報で市民会議の議員募集
平成11年6月22日(火)	都市計画マスタープラン(案)が決定
平成11年7月	市民会議の議員10名が決定 市民会議の司会者として宗田義弘氏に就任依頼 7/10号の市報配布時に説明会の開催を回覧 7/25号の市報に説明会開催の案内を掲載
平成11年7月9日(金)	第2回都市計画審議会にてマスタープランの概要とスケジュールについて説明
平成11年7月29日(木)	市政モニターにマスタープランの概要を説明し、課題提示
平成11年7月30日(金)	第3回都市計画審議会にて審議
平成11年8月2日(月)	第1回市民会議にて市民会議の趣旨、都市計画制度、マスタープランの概要について説明
平成11年8月3日(火)	佐野公民館にて説明会実施
平成11年8月4日(水)	田彦公民館にて説明会実施
平成11年8月5日(木)	市毛公民館にて説明会実施
平成11年8月6日(金)	大島コミュニティセンターにて説明会実施
平成11年8月9日(月)	一中地区コミュニティセンターにて説明会実施
平成11年8月10日(火)	第2回市民会議にて宗田氏の講演と市内視察 前渡公民館にて説明会実施
平成11年8月12日(木)	第4回都市計画審議会にて審議

開催日等	内 容
平成 11 年 8 月 24 日(火)	那珂湊公民館にて説明会実施
平成 11 年 8 月 25 日(水)	第 5 回都市計画審議会にて審議 平磯学習センターにて説明会実施
平成 11 年 8 月 26 日(木)	第 3 回市民会議にて懇談 磯崎公民館にて説明会実施
平成 11 年 8 月 28 日(土)	市役所にて説明会実施
平成 11 年 8 月 31 日(火)	第 4 回市民会議にて懇談
平成 11 年 9 月	広報広聴課より市政モニターからの意見集約結果を受領
平成 11 年 9 月 2 日(木)	定例議会の全員協議会においてマスタープランの概要を説明
平成 11 年 9 月 14 日(火)	第 5 回市民会議にて懇談
平成 11 年 10 月	市政モニターへの回答書を広報広聴課に提出
平成 11 年 10 月 4 日(月)	第 6 回市民会議にて提言書受領
平成 11 年 11 月 24 日(水)	第 3 回都市計画協議会にて修正箇所を協議
平成 11 年 11 月 26 日(金)	県都市計画課に協議文書提出
平成 12 年 1 月 20 日(木)	県の関係各課を対象とする報告会を実施
平成 12 年 2 月 9 日(水)	第 6 回都市計画審議会に諮問
平成 12 年 2 月 18 日(金)	都市計画審議会から市に答申
平成 12 年 3 月 6 日(月)	庁議決定

## 用語解説索引

あ		こ	
アクセス道路	21	広域公園	6
い		交通ターミナル	21
一次産業就業人口，二次産業就業人口，三次産業就業人口	17	交通量調査	28
茨城県景観形成条例	48	高度医療機関	25
茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	37	高等教育機関	24
インテリジェント・シティ構想	24	高度利用地区	61
う		国営那珂川沿岸農業水利事業	32
ウォーターフロント	98	国土利用計画市町村計画	1
え		コミュニティ道路	35
A調査	36	コミュニティマップ，コミュニティカルテ	57
お		コンベンション	29
オアシス	21	し	
OD調査	28	市街化区域・市街化調整区域	4
オフィシャルホームページ	31	市街地開発事業	14
か		市街地再開発事業	34
街区公園	5	市街地整備詳細計画	30
ガイドライン	105	市政懇談会	56
概成	4	市政モニター制度	56
開発行為	36	シンボルロード	22
霞ヶ浦導水事業	38	住居表示	61
合併処理浄化槽	39	住区基幹公園	46
き		商店街景観改造事業	44
キャブシステム	29	新マリノバージョン構想	11
急傾斜地事業	42	す	
行政区域面積について	2	ストリートファニチャー	44
近隣公園	5	スロープ	37
く		せ	
組合施行	34	整備，開発又は保全の方針	1
け		先端技術産業	11
下水道基本計画	2	線引き	7
県央広域工業用水道事業	39	そ	
研究開発型企业	11	総合公園	6
建築確認	7	総合物流ターミナル	24
建築協定	36	た	
県中央広域水道用水供給事業	38	高場・大島流域浸水緊急対策事業	39
建ぺい率	60	多目的遊水地事業	40
		単独公共下水道	6

ち		ふ	
地域高規格道路	24	風致公園	6
地域情報化計画	29	風致地区	45
地域整備基本計画	2	福祉環境整備指針	37
地域制緑地保全計画	46	へ	
地区計画	14	壁面後退	44
地区公園	5	ほ	
治水政策大綱	38	防火地域, 準防火地域	41
地籍調査	61	墓園	7
て		ポケットパーク	49
テレコムタウン	29	ま	
と		まちづくり協定	22
特別用途地区	61	み	
都市核	22	緑の基本計画	2
都市基盤整備済	23	緑のマスタープラン	45
都市計画基礎調査	61	水のマスタープラン	38
都市計画区域	4	水辺の楽校(がっこう)	40
都市計画決定	5	め	
都市計画道路	4	メイクアップ店舗づくり事業	44
都市計画法第 53 条	7	ゆ	
都市景観	14	輸入促進地域(F A Z)	10
都市景観ガイドプラン	48	よ	
都市軸	86	用途地域	4
土地区画整理事業	7	容積率	60
土地利用ガイドプラン	28	ら	
トランジットモール	30	ライトレールトランジット	30
な		ライフステージ	52
那珂川洪水ハザードマップ	41	ライフライン	38
那珂久慈流域下水道事業	39	り	
那珂湊漁港ふれあい整備計画	32	リーダーバンク	54
の		リフォーム	37
農業集落排水事業	32	流域関連公共下水道	6
は		緑化推進基本計画	46
パーソントリップ調査	28	緑地協定	30
バリアフリー	25	緑地保全地区	45
ひ		臨港地区	60
B 調査	36		
常陸那珂公共下水道事業	39		
ひたちなか市総合計画	1		